

K
S
K
P



編集人

兵庫県精神障害者家族連合会
南野三郎

〒650 神戸市中央区橘通4丁目1-28
辻ビル2F
TEL・FAX 078-360-2618

(平成6年5月)

No. 16



ごあいさつ

兵家連副会長 山本春義

夏も近づく八十八夜、若葉の繁る好季節となりました。

ふり返りますと、平成5年は、家族会にとって何かと出来ごとの多かった一年であります。まず7月1日神戸市中央区内に兵家連事務所が開設されまして、長年の懸案が一つ解消いたしました。

6月には、昭和63年7月施行の精神保健法5年目の見直しが行われて、同法の一部改正法案が国会で成立、12月は心身障害者対策基本法が改正されて名称も「障害者基本法」となり、精神障害者も同基本法適用の対象に含まれることになりました。

一方11月には、入院給食費の一部負担制度が国の施策として採りあげられ、平成6年10月実施を目指す関係法令の改正措置が進められていることが報ぜられております。

精神障害者は、「心身障害者対策基本法」の適用外との解釈から、福祉行政の範囲を狭まってしまいましたが、家族の宿願である「福祉法」成立要望の足がかりができたと考えてよいでしょう。家族会はこの足がかりを精一ぱい活用していくかなければなりません。

さて、本年11月下旬には、第27回全国精神障害者家族大会が、神戸市中央区港島中町のワールド記念ホール（神戸ポートアイランドホール）及び神戸国際会議場を会場にして開催されます。全家連と兵家連が主催する行事でありますが、開催地の家族会連合会である兵家連がその運営を担当いたします。宿泊費等参加者個人負担を除いて約1400万円～1500万円と見込まれる経費は、兵家連の責任において工面しなければなりません。兵庫県ならびに各市町のほか、医療・福祉関係その他多方面にわたる方々にご支援ご協力をお願いしつつ、準備に努めておりますが、あと3～4ヶ月が正念場となります。

大会の開催引受は、何十年間に一度の大事業でありますので、意義ある大会内容に仕上げるべく実行委員会の皆様方には努力をして頂いておりますが、大会は家族会の大事業であります。会員各位の絶大なご支援を切望いたしております。

阪神、淡路地区家族会指導者研修会

宝塚家族会 杉 村 章 子

研修会は、宝塚市総合福祉センターで 130名をこえる参加者を迎える「精神障害者の生きやすい社会の実現をめざして」のテーマで進められた。

講演は、光風病院の藤田修美先生の「共に生きる家族術」当日聞けなかった私達は3月家族会で録音を聞いた。「自分が自分の人生をチャーンと生きる。折り折りに自分に自分で褒美をあげる」楽しいお話のあとに、ありがたーい言葉が心に残った。

お昼のリラックス体操、ピアノ演奏、歌唱指導、ディケア講師やメンバーの好意で会場に花を添えてもらった。分科会のグループディスカッションでは、ええ格好せんで人に知って貰う。施設があれば入れる。若いディケア指導員を養成する。職親開拓。共同生活訓練の場を。テーマを持った家族会活動。市、福祉の人とのつながりを。などなど限られた時間に余る熱心な声が聞かれた。最後に「緊張のほぐれた会であった」と講評をいただいた。

階段を駆けて上る市長さん。昼食もとらず手伝って下さった婦長さん達。実行委員会で不安を吹きとばして下さった先輩家族会の方。会場準備にかけつけて下さった推進員さん、メンバー。寒中をバイクで奔走した会長。今も目に浮かび、無事、会を終えることが出来たのも、皆さんのお蔭と感謝しています。



当事者の声に 耳をかたむけよう

なでしこの里 池 山 美代子

1月22日、『当事者の声に耳をかたむけよう』という催しが行われました。昨年は、『全精連』が発足しましたし、精神障害者の運動においても『当事者』自らが声を上げ、運動の先頭に立つ時が来ておりタイムリーな企画だったと思います。

前半に『当事者』4人のパネラーの方がそれぞれのテーマで日頃の思いを語っていただき、後半はフロアからの質問も受け、『当事者』の立場として、ご家族・関係者などにどう接してほしい等の意見交換を行いました。

終わってみて、一言で『当事者の声に耳を傾けよう』と言うのは簡単ですが、聞こえてくる声に耳を傾けられても、心の声に耳を傾けられなければ…と思いました。今秋には、全家連大会でも同じテーマの分科会が企画されていますし、機会あるごとに、ご家族・関係者は『当事者の声を』聞く姿勢をもち続けたいものです。

グループホーム勉強会

常務理事 齊賀嘉寿美

新しい精神保健法では、前回改正時からの「精神病院から社会復帰施設へ」という流れに加えて、「社会復帰施設から地域社会へ」という新たな流れを形成していくことを目標としています。

グループホーム開設に向けての勉強会では県地域保健課西村係長様にご指導を受けその後質疑応答がありました。

目的…精神障害者の自立助長を目的とする。
運営主体…地方公共団体及び非営利法人又は個人でも出来るが法人格を持っている方が優利である。

入居対象者

(1) 日常生活上の援助を受けないで生活することが可能でないこと。

(2) 一定程度の自活能力があり数人で共同の生活を送ることに支障がない者であること。

(3) 就労している者であること（福祉的就労含む）

(4) 日常生活を維持する収入があること。

●定員5~6名

●建物の確保～運営主体が所有権又は賃借権を有すること。

●居室面積 1人用 7.4 m² 2人用 9.9 m²

●世話人を配置すること。

他に申請方法、費用の支弁、経費の補助等あります。家族も本人も、親離れ、子離れの第一歩ではないでしょうか。積極的な行動を起こしたいものです。

障害者基本法についての講演を聞いて

揖水会副会長 寺岡宏子

2月25日、全家連の滝沢氏の講演がありました。

障害者基本法には具体的な福祉施策が記載されていない。しかし、この基本法が外堀を埋める働きをした事は、確かである。精神障害者は病気であると共に障害者でもあるから、精神障害者にも福祉法が必要である。身体障害者、知的障害者には、すでに障害者福祉法が適用されて久しい。

精神障害者の社会復帰を促進する為にも、家族会は、地域の各市町村にも要請し、行政にも認知されるべく、ひたすら運動を起こしてほしい。

兵家連総会・講演会

とき 平成6年6月11日(土)

総会 13:30~14:30

記念講演 14:30~15:30

ところ 神戸市生活学習センター

A1 A2

家族等一泊研修会

とき 平成6年8月26日(金)
~8月27日(土)

ところ 舞子ビラ

作業所関係者の研修会です。ふるってご参加下さい。

なんでも相談会



兵家連理事 佐藤勝美

3月5日相談会がもたれた。

医療相談応対者は 6名。相談件数 24件。

生活保護相談応対者は 8名。相談件数 22件。

年金相談応対者は 1名。相談件数 25件。

家族会相談応対者は 2名。相談件数 7件。

朝早くから80名の方が、いろいろの悩みをもって相談にこられた。帰りには糸のもつれが少しでもほぐれるように対応したが、医療、生活保護、年金関係は深刻な問題を抱え、一朝一夕では解決出来ない。

私共の担当した中から申し上げると、和田山保健所のご指導、ご協力で家族会結成の明るい動きを聞き、兵家連もお力添えを約束した。

相談者の方の老齢化がめだつけれど、このような機会をとらえ、相談することによって、もやもやを晴らして頂きたい。

宮城まり子著「ともだち ねむの木 そして私」より

小さくて大きな運動会

幼い時、とっても弱かった私は、短距離ならスタートがいいので一等になっていたけど、テープを切ったとたんに必ず気絶したこと。長距離になれば、チビなので、必ずビリになってしまったこと。

たった6年間しか知らない学校生活の切れっぽしみたいな思い出を、私も持っています。

短距離で一等になった時… 東京から大阪へ転校して、父は仕事で、母は病氣で来てもらえないかったんです。うれしくてうれしくて、1年生から6年生までの席をパーッと見回したら、1年生の弟が立ち上がって、手をたたいてくれている姿が目に入りました。あんな大きい学校で、全校生徒のいる中で、あんな小さな弟を見つけるなんて、その時彼が手をふってくれているのがうれしくて… それだけしかない運動会の思い出。

だからねむの木の子どもたちにもお客様が来てほしいのです。見つめる目がほしいのです。

運動会の終わった夜、「まり子さん、お話しして」あまえて、えつよちゃんがいました。

「そうね、本を読んであげるから、目をつむってきいてね」私はクオレの「難破船」を懐中電灯で照らしながら読みました。

おともだちを助ける少年。かばう少女。

助け合うことは大切だ、とアドリブを入れながら、ずいぶん長く読んだので、皆ねむったかなど、ようすをうかがったら、大きな目をぱっちりあけておりました。

おやすみ、みんな、今日えらかったよ。まり子さんは、みんなを大好きよ。

ねえ、あなた、大きな運動会なんですよね。

作業所紹介

まりしの里

三原家族会々長 島 主 税

みはら家族会ができてから6年余り、共同作業所作りを目標に取り組んできました。

メンバーにそぐわない内職を導入して失敗したこともあるって、適当な作業がみつからず困っていました。昨年3月、離れ座敷を貸してくれる会員があったのを機会に、地域の開運の神様である摩利支天尊にちなんで「まりしの里」と名づけて作業所を作りました。

洲本市の新淡路病院の協力を得て簡単なおもちゃ作りをしています。三原保健所から保健婦さんが1名参加、一寸難しい工程を家族会員が受け持ち、数名のメンバーと週1回、午後の3時間作業をしています。又、月1回、新淡路病院から指導に来てもらっています。

より安定した運営の為には、補助金獲得の条件を満たすことが必要なので「まりしの里」の存在を広く知ってもらおうと3月18日に発会式を開きました。無い無いづくしの駆け出し者でとまどうばかりです。よろしくご指導下さいますようお願い申し上げます。

丹波・但馬地区

家族会指導者研修会

とき 平成6年8月21日(日)
ところ 篠山市民会館

近畿ブロック研修会

とき 平成6年9月16日
～18日^ト
ところ 滋賀県

心病む君の目やさしほんのすこし会話がず
れて煙草ふかせり

心病む人ら黙せる待合室ひらひらと水槽の
金魚明るく
眠れざる夜のこおろぎは耳遠き我に濁りて
じりじりと鳴く

親が死んだらどうなるのかと子の事を案ず
る妻よそれだけは言ふな

癒えきらぬ子に来る未来さまざまにわざら
ひ妻のぼそぼそと言ふ

日に一度の薬が効きて眠りたる子に電灯を
暗き灯にする
顔明るき日と氣難しき日を重ね勤め来し子
に秋三たびなり
心なき傷害の記事なぜに書く入退所繰り返
しゐしとあらはに

山の辺 梓

秋三たび



家族会紹介

尼崎市園田家族会

代表 櫻井治一

偏見の固まりといつても過言ではないと云う園田に、漸く尼崎市北保健所園田支所内に、市内5番目の私たち「園田家族会」が平成5年4月に生声をあげました。

精神保健法改正に伴い、保健所職員の懸命の努力により「患者を持つ家族の集い」

の催しに数年前に結成された「ともしび」「あすなろ」の家族会のみなさんと地域の方々10数名が参加されて居ましたが、さて「園田家族会」を発足しようと声が掛かると4~5名しか集まらなくなりました。

この人たちの「今自分がどうあるべきか」と論議をかわすなかで有意義な家族会を成長させようと意志統一された。保健所の方々の並々ならぬご苦労と指導のもと阪神間の集会や作業所見学、また講演会勉強会に精力的に参加させて頂き、私たち親が共に手を取り合っていかねばならないと実感

して居りました。このようなとき親の会として、みんなを信頼し安心して話し合いが出来るようになり、月1回の集いも和気あいあいと話が弾む場となりました。

平成5年4月小人数ではありますが、家族会が誕生しました。

私たちの強力な希望により、悩みを持つ親に関心の深い勉強会を広報に掲載したきっかけに、自信を持ち、私たちの家族会に加入される人が増え、現在10名を突破、個々に一日も早く作業所が出来るようにと会員力を合わせて頑張っております。

結成後まだ日の浅い家族会で何も分からないまま、今後尚一層の勉強を重ね、先輩家族会の足を引っ張らないよう頑張りますので、尼崎4家族会同様良き御指導をお願いし、兵家連に加入させて頂きますとともにご挨拶と致します。

句帖より（三春のなかで）

久山英二

一言葉が好きとは、感じたことを正確に表そうとする努力以外のものではないから、一谷あひの光るは蛇籠編みてをり（折井 真琴）一この句でもふと見た谷間の光景を、その遠さの距離感を生かしてとらえているのが気持ちいい（大岡 信 折々のうた）

平成6・5・16 朝日新聞より

山茶花の散り敷くところ 掃き残し
侘助の落ちたるままに 過しけり
時雨るゝや托鉢僧の 列なして
餅搗くや看護婦の手 赤くして
雛はもう見る子なしと 患者老ゆ
草とれば草のかほりの しるくして
散椿金魚の墓を 埋めおり
音するとぺんぺん草を 折りてみて
椿の芽少し紅しと 呟きて
かかりつけ医 待ちおり日脚伸ぶ
(一九九四・五・十八)

たんぽぽの会の活動について

浜坂保健所

精神疾患をもつ患者さんが、家と病院以外にも「出ていける場所」、また、同じ疾患をもつ人やスタッフとの「仲間づくりの場所」、そして生活していくための手段（衣食住など）を「経験、回復する場所」としてデイケアを利用することにより「少しでも生活しやすくなればいいな」、そんな社会復帰を目的として進めています。

実際の内容は、野外活動として春には弁当をつくって湯村温泉へ花見に行き、荒湯や夢千代像をみたり、秋には村岡まで足をのばし、手をつなぐ親の会の作業所の人達との交流をはかりました。スポーツでは、バレーボール、卓球、ボーリングを行い、気持ちよい汗を流しました。また、生け花や絵画にも挑戦し、皆さんのセンスの良さに感心しました。さらに今年はCDカラオケを購入し、大声で歌い楽しみました。また、ハンカチ一枚で小物入れをつくったところ、意外にも男性の縫い目の細やかなことに驚きました。最も喜んで参加されるのは、調理実習です。皆で持ち前の腕をふるって出来上がった料理を食べる時は、おいしさも増し会話もはずみます。

このような活動の中から、デイケアの日にはいつもより早起きしたり、習った料理や生け花が家でも出来たり、また、隣の人と話ができたり、笑顔がみられるなど、少しずつではありますが、よい変化がみえています。

たんぽぽの花のように、目立たないけれどしっかり根をはり、踏まれても、雪に埋もれても次の年にはまたきれいな花を咲かせる、そんな願いがデイケアにはこめられています。

ちょっとのぞいてみませんか

「ひまわりの会」へ

和田山保健所

平成2年7月から活動を始めておりその時ちょうどひまわりの花が咲いており、ひまわりの花のように太陽の下でのびのびと生きていきたいという願いを込めて、名付けました。毎回6~7人参加されています。

ここで、今年力を入れたさつまいもづくりについてお知らせします。4月に保健所の近くの畑をお借りし、うね作り、苗植え、草とりなど行いました。雑草の勢いはすごいもので、草とりには大変苦労し、臨時のデイケアも数回ひらきました。9月にはたくさんのいもが収穫できふれあいの祭典などで売り、その収益金でバーベキュー大会をしました。いもはもちろんビーフも大変おいしかったです。皆と一緒に汗を流して働くすばらしさ、収穫のよろこびを味わうことができ本当によい経験となり、それぞれの胸に深く刻み込まれたことだと思います。

(公立豊岡病院病棟だよりより)

兵家連活動日誌

役員の動き

- | | | | |
|-----------|---|-------|------------------------------------|
| 5. 12. 14 | 兵家連会長会 南野会長他
(神戸市勤労会館) | 2. 16 | 兵家連三役会 (午前中) 第3回全国大会企画部会 12名 |
| 12. 22 | 全家連理事会 西浦副会長 | 2. 24 | 加古川保健所家族会講師として (西浦副会長) |
| 6. 1. 10 | 兵家連副会長会
(兵家連事務所) | 2. 25 | 第4回全国大会実行委員会、講演会 講師 全家連常務理事 滝沢 武久氏 |
| 1. 12 | 兵庫県保健環境部地域保健課、神戸市、兵精協、県保健センター等に新年挨拶、全国大会協力依頼する。 | | 兵家連臨時総会 (神戸市婦人会館) |
| | 会長他6名 | 3. 5 | 兵家連なんでも相談会 70名 (神戸市勤労会館) |
| 1. 19 | 第2回全国大会企画部会
12名 (兵家連事務所) | 3. 16 | 第4回全国大会 企画部会 |
| 1. 22 | 回復者の声を聞く会
(橘職員研修センター) | | 8名 (兵家連事務所) |
| 1. 26 | 兵家連会長会 (午前中) 第3回全国大会実行委員会 22名
午後 (神戸市生活学習センター) | 3. 17 | 全家連理事会 (西浦副会長) |
| 2. 5 | 阪神、淡路地区指導者研修会
130名 (宝塚総合福祉センター) | 3. 18 | 三原家族会 まりしの里作業所 (多田事務局員) |
| 2. 10 | OT会合 西浦副会長 東口
理事 | 3. 19 | 加西はとの会開所式 (河野理事) |
| | | 3. 23 | 第5回全国大会実行委員会 (神戸市生活学習センター) |

編集後記

昨年6月全国大会の準備委員会を発足してやっと企画委員会の責を終えました。後は財務広報が主体となって進めていただく。大勢の人を集めるとの意気込みはどこえやら、でもやらねばならぬ何ごとも、ご協力お願いします。

(久保)

K
S
K
P

一九八四年八月二〇日第三種郵便物認可 毎日発行

定価=五〇円

発行人=関西障害者定期刊行物協会/大阪市城東区東中浜二丁目一〇一十三

アド企画 気付

精神保健講座 NO.11

障害者基本法の解説

（はじめに）

心身障害者対策基本法が23年ぶりに改正され、法律の題名も「障害者基本法」と改めた法案が、平成5年11月26日に国会を通過し、同年12月3日に公布・施行されました。

従前の心身障害者対策基本法では、法律の対象者が身体障害者と知的障害者に限られていたが、今回の基本法の成立によって、はじめて精神障害者も法律の対象であることが条文に明定されました。

この法律は障害者の福祉施策の基本理念を定めたもので、具体的な施策を謳った福祉法ではありません。しかしながら家族会が永年念願している「精神障害者福祉法」の成立に向けて、一步近付いたものと期待されます。

この法律の条文中で、特に重要な条文を列記いたします。

第1条（目的）この法律は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。

第2条（定義）この法律において「障害者」とは、身体障害、精神薄弱、又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

第3条（基本理念）すべての障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利を有するものとする。

②すべての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他

他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

第4条（国及び地方公共団体の責務）国及び地方公共団体は、障害者の福祉を増進し、及び障害を予防する責務を有する。

第6条②-2、（障害者の日）障害者の日は、12月9日とする。

第7条②（障害者基本計画等）政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

②2、都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者のためり施策に関する基本的な計画を策定するよう努めなければならない。

第10条②（障害者の福祉に関する基本的施策）国及び地方公共団体は、障害者がその年齢並びに障害の種別及び程度に応じ、施設への入所又はその利用により、適切な保護、医療、生活指導その他の指導、機能回復訓練その他の訓練又は授産が受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

第10条②2、国及び地方公共団体は、障害者の家庭を訪問する等の方法により必要な指導もしくは訓練が行われ、又は日常生活を営むのに必要な便宜が供与されるような施策を講じなければならない。

第15条（雇用の促進）国及び地方公共団体は、障害者の雇用を促進するため、障害者に適した職業又は職域について障害者の優先雇用の施策を講じなければならない。

第24条（施策に対する配慮）障害者の福祉に関する施策の策定及び実施に当たっては、障害者の父母その他障害者の養護に当たる者がその死後における障害者の生活について懸念することのないよう特に配慮がなされなければならない。

（参議院付帯決議）精神障害者が法律の対象であることを明定したことにより、精神障害者のための施策がその他の障害者の施策と均衡を欠くことのないよう、特に社会復帰及び福祉面の施策に努めること。